

公益財団法人世田谷区保健センター職員給与規程

昭和52年3月31日

財世保規程第4号

目 次

第1章	総 則	(第1条～第5条)
第2章	給 料	(第6条～第11条)
第3章	諸 手 当	(第12条～第22条)
第4章	補 則	(第23条～第26条)

第1章 総 則

(通 則)

第1条 公益財団法人世田谷区保健センター(以下、「財団」という。)の職員の給与に関しては、この規程の定めるところによる。ただし、財団の要請に応じ、財団の業務に従事する世田谷区職員(以下、「派遣職員」という。)の給与に関し世田谷区と財団との間において締結した協定に基づく事項については、この限りでない。

2 財団が臨時に雇用する者の給与は、理事長が職員の給与との均衡を考慮して別に定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料及び次に掲げる諸手当等とする。

- (1) 扶養手当
- (2) 管理職手当
- (3) 初任給調整手当
- (4) 地域手当
- (5) 住居手当
- (6) 通勤手当
- (7) 特殊勤務手当
- (8) 超過勤務手当
- (9) 休日給
- (10) 管理職員特別勤務手当
- (11) 期末手当
- (12) 勤勉手当

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まない。

一部改正 [平成4年規程第4号・14年4号・25年度1号]

(給与の支払方法)

第3条 給与は通貨で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から申出のある場合は、

口座振替により支払うことができる。

- 2 前項の給与の支払いの際、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により、給与から控除する金員があるときは、理事長はこれを控除して支払うことができる。

(給与の支払日)

第4条 給与(期末手当及び勤勉手当を除く。以下本条において同じ。)の支払日は毎月15日とする。ただし、月の初日以外の日に職員となった者の当該職員となった月の支払日はその月の末日までとする。

- 2 前項に規定する支払日が日曜日、土曜日又は休日にあたるときは、その日前にその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支払日とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、理事長は災害その他の事由により給与の支払いが著しく困難なときは、支払日を一時変更することができる。

一部改正 [平成10年規程2号]

(期末手当及び勤勉手当の支払日)

第5条 期末手当及び勤勉手当の支払日は、当該手当の支払いのつど、理事長が定める日とする。

第2章 給 料

(給料の意義及び給料表)

第6条 この規程において給料とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

- 2 給料は、月額とし、別表第1から第5までに定める給料表による。

- 3 前項の給料表の適用範囲は、当該給料表に定めるところによる。

- 4 公益財団法人世田谷区保健センター職員就業規程(昭和52年7月19日財世保規程第6号。以下、「就業規程」という。)第22条の3第1項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員の給料月額、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、当該職員の育児短時間勤務承認後の週の勤務時間を職員の正規の週の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

一部改正 [平成21年規程5号]

(給料の決定)

第7条 職員に適用される給料表の級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮し、別表第6に定める基準により決定する。

- 2 新たに職員となった者の給料の月額は、別表第7から第8に定める基準による。

- 3 職員が一つの職務の級から上位の級に昇格した場合、下位の級に降格した場合及び給料表を異にする異動をした場合における給料の月額は別表第10に定める基準による。

- 4 初任給決定の際又は昇格の際、12月に満たない調整月数がある場合において、9月以上のときは9月、6月から9月未満のときは6月、3月から6月未満のときは3月をそれぞれ次期昇給期間で調整する。

(昇給の基準)

第8条 職員の昇給は、昇給させようとする職員の勤務成績判定期間における勤務成績に応じて

行わなければならない。

- 2 前項の勤務成績判定期間とは、その前年の1月1日から12月31日までとする。
- 3 第1項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、次の区分（以下「昇給区分」という。）とする。
 - (1) 「極めて良好」 A
 - (2) 「特に良好」 B
 - (3) 「良好」 C
 - (4) 「やや良好でない」 D
 - (5) 「良好でない」 E
- 4 勤務成績判定期間における勤務成績の判定ができない者の昇給区分は、前項第3号の区分を適用するものとする。
- 5 昇給区分ごとの昇給の号給数は、当該各号に定める号給とする。
 - (1) 昇給区分 A 6号昇給
 - (2) 昇給区分 B 5号昇給
 - (3) 昇給区分 C 4号昇給
 - (4) 昇給区分 D 3号昇給
 - (5) 昇給区分 E 昇給なし
- 6 前各項の規定にかかわらず、職員が55歳（医師にあつては57歳）に達した場合は、達した日の属する年度の翌年度以降の昇給において、3号抑制する。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

一部改正 [昭和61年規程1号・平成14年4号・18年2号]

（昇給の時期）

第9条 前条に規定する昇給の時期は、毎年4月1日とする。

一部改正 [平成18年規程2号]

（再任用職員の給料月額）

第9条の2 職員就業規程第23条の2に規定する職員（以下、「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

追加 [平成24年度規程3号]

（再任用短時間勤務職員の給料月額）

第9条の3 職員就業規程第23条の2に規定する短時間勤務の職員（以下、「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、再任用短時間勤務職員の勤務時間を同行本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

追加 [平成24年度規程3号]

(給料の支給方法)

第10条 給料は月の1日から末日までの期間(以下、「給与期間」という。)につき、給料月額
の全額を月1回に支給する。

- 2 新たに職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降級等により給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 5 前2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日(就業規程第32条第1項に規定する日をいう。以下同じ。)の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

一部改正 [平成5年規程第3号]

(退職又は解雇時の給料支給の特例)

第11条 職員が組織の改廃その他やむを得ない業務上の事由により解雇された場合には、その月の給料全額を支給する。

第3章 諸手当

(扶養手当)

第12条 扶養手当は扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 心身の著しい障害により、将来にわたって労務に携わることができない者
- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 前項第1号及び第3号から第6号に該当する扶養親族 6,000円
 - (2) 前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 9,000円
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数(同項第2号に該当する子がある場合にあつては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数)を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

一部改正 [昭和52年規程第4号2・53年2号・54年1号・55年2号・56年2号・

57年1号・59年1号・60年1号・61年1号・63年2号・平成3年2号・
4年6号・5年3号・6年3号・7年1号・8年2号・9年2号・11年1号・
12年5号・15年2号・18年1号・18年5号・27年度4号・29年度5号]

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、ただちにそのことを証明する書類を添えて理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一部改正 [平成5年規程3号・29年度5号]

(管理職手当)

第14条 次の各号に該当する職員に対しては、給料月額にそれぞれ当該各号に定める額を管理職手当として支給する。

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) 所長、局長及びこれに準ずる職員 | 127,600円 |
| (2) 重要困難な事務を処理する課長（統括課長） | 101,500円 |
| (3) 課長及びこれに準ずる職員 | 92,300円 |

- 2 前項各号に掲げる者に対しては、超過勤務手当及び休日給は支給しない。
- 3 管理職手当を受ける職員が月の初日から末日までの全勤務日にわたって勤務しなかった場合は、当月分の管理職手当を支給しない。
- 4 月の初日以外の日において、管理職手当の支給を開始若しくは停止すべき理由が生じたとき又はその額に変更を生じたときの当該手当の支給については、第10条第4項の規定を準用する。この場合において、同条中「給料」とあるのは「管理職手当」と読み替えるものとする。

一部改正 [平成5年規程4号・29年度5号]

(初任給調整手当)

第15条 新たに採用された職員で別表第11に定める支給対象に該当する職員については、同表に定める初任給調整手当を支給する。

一部改正 [平成25年度規程1号]

(地域手当)

第16条 すべての職員に対して、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の範囲内とする。
- 3 地域手当の支給については、給料支給の例による。

一部改正 [昭和57年規程1号・61年1号・平成4年8号・26年度1号]

(住居手当)

第17条 世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員（理事長が別に定める住宅に居住する職員

を除く。）のうち、自ら居住するための住宅を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払う者に対して住居手当を支給する。

- 2 住居手当の月額は、8,300円とし、満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者には18,700円を、満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者には9,300円を、それぞれ月額に加算する。
- 3 住居手当の支給に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正 [昭和52年規定4号2・53年2号・60年1号・61年1号・62年3号
・63年2号・平成元年6号・3年2号・12年5号・25年度1号]

(通勤手当)

第18条 次の各号に掲げる職員に対しては、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると理事長が定める職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他の交通の用具等（以下、「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが困難であると理事長が定める職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが困難であると理事長が定める職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

その者の支給対象期間（6箇月を超えない範囲内で世田谷区の例により理事長が定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下、「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下、「支給月数」という。）で除して得た額が世田谷区の例により理事長が定める額を超えるときは、当該額に当該支給月数を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる職員

別表第13に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) 前項第3号に掲げる職員

通勤距離等の事情を考慮して運賃等相当額及び前項に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が世田谷区の例により理事長が定める額を超えるときは、当該額に支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して世田谷区の例により理事長が定める額を返納させるものとする。

4 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は別に定める。

一部改正 [昭和52年規程第4号2・53年2号・54年1号・55年2号・56年2号・57年1号・61年1号・62年3号・平成元年6号・3年2号・15年2号]

(特殊勤務手当)

第19条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別に定めるところによる。
(超過勤務手当)

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる割合（その勤務が午後10

時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 週休日及び休日(就業規程第33条第1項に規定する日をいう。以下同じ。)(第20条の2ただし書きの規定により休日給を支給しないとされる日を除く。)における勤務

100分の135

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の125

2 第1項の規定に定めるもののほか、就業規程第30条の規定によりあらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて就業規程第32条第1項の規定により週休日とされた日に就業規程第32条第2項の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という。)について、1時間につき、第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び次の各号に掲げる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に就業規程第33条第1項第1号に規定する日(土曜日に当たる日を除く。)及び第2号に規定する日(日曜日に当たる日及び土曜日に当たる日を除く。)の合計した数を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(1) 給料の月額に対する地域手当の月額

(2) 初任給調整手当の月額

(3) 特殊勤務手当のうち放射線業務手当(診療放射線技師に支給するものに限る。)の月額(当該手当が日額の場合、月額の算出方法は世田谷区の例による。)

4 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、前項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50

一部改正 [平成6年規程3号・10年2号・13年1号・22年1号・26年度1号]

追加 [平成10年規程2号・22年1号]

削除 [平成23年規程2号]

(休日給)

第20条の2 休日の勤務として、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第20条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、就業規程第33条第2項の規定により、理事長が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、

休日給は支給しない。

追加 [平成 4 年規程 4 号] 一部改正 [平成 6 年規程 3 号・10 年 2 号]

(管理職員特別勤務手当)

第 20 条の 3 第 1 4 条第 1 項に掲げる職員が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により

週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、就業規程第 3 3 条第 2 項の規定により、理事長が休日の勤務に替えて職員に他の勤務日の勤務を免除した場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務 1 回につき、第 1 4 条第 1 項に規定する管理職手当の支給割合が 1 0 0 分の 2 5 の職員にあっては 1 2,0 0 0 円、1 0 0 分の 2 0 の職員にあっては 1 0,0 0 0 円とする。ただし勤務に従事する時間が 6 時間を超える場合は、これらの額にそれぞれ 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

追加 [平成 4 年規程 4 号]

(期末手当)

第 21 条 職員に対しては、世田谷区が支給する基準にならい理事長がそのつど定める基準により期末手当を支給するものとする。

(勤勉手当)

第 22 条 職員に対しては、世田谷区が支給する基準にならい理事長がそのつど定める基準により勤勉手当を支給することができる。

第 4 章 補 則

(給与の減額)

第 23 条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、就業規程第 3 9 条に定める特別休暇を受ける場合及び理事長が別に定める場合を除くほか、その勤務しない 1 時間につき第 20 条第 3 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 前項の給与の減額は、減額すべき事実のあった日の属する給与期間（月の 1 日から末日までの期間をいう。以下同じ。）のものを直近の給与支給の際行うものとする。ただし、当該給与支給の際に減額できないときは、その後の給与支給の際行うことができる。

一部改正 [平成 12 年規程 5 号]

(時間の計算)

第 24 条 第 2 0 条及び前条における時間の合計に 1 時間未満の端数がある場合には、その端数が 3 0 分以上のときは 1 時間とし、3 0 分未満のときは切捨てる。

(欠勤者等の給与)

第 25 条 欠勤者又は休職者等の給与については、第 2 3 条に定める場合を除くほか別表第 1 2 に

定めるところによる。

- 2 就業規程第22条の2第1項の規定による育児休業中の職員には、その育児休業の期間中、いかなる給与も支給しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、育児休業中の職員については、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

一部改正 [平成4年規程4号・12年5号]

(端数計算)

第26条 この規程による給与の計算において円位未満の端数を生ずるときは、その端数が50銭未満のときは切捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げる。

附 則 (平成11年12月14日規程第5号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成11年12月14日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成11年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替等)

- 3 平成11年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

(切替期間等における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この規程による改正前の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、世田谷区の例に準拠して理事長の定める職員の改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び世田谷区の例に準拠して理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例に準拠して理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 6 施行日から平成12年3月31日までの間において、改正後の規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受け

ることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例に準拠して理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 7 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

附 則 (平成12年12月13日規程第5号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成12年12月13日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

附 則 (平成13年2月13日規程第1号)

- 1 この規程は平成13年2月13日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年3月14日規程第4号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成14年3月14日から施行する。ただし、第8条第4項及び第22条の2並びに保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う保健婦、看護婦、準看護婦の職務名に係る改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定は平成13年4月1日から適用する。

(昇給停止の経過措置)

- 3 平成 14 年 3 月 31 日（以下この項において「基準日」という。）において 47 歳以上の職員で同年 4 月 1 日以降在職するものについてのこの規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（以下「新規程」という。）第 8 条第 4 項の規定の適用については、同項中「55 歳」とあるのは、基準日において、55 歳以上の職員にあつては「58 歳」と、51 歳以上 55 歳未満の職員にあつては「57 歳」と、47 歳以上 51 歳未満の職員にあつては「56 歳」とする。
- 4 新規程第 8 条第 4 項の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間、57 歳（平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間にあつては、56 歳）に達した日以降直近の 3 月 31 日において受ける号給の額又は給料月額が給料表（1）3 級の最高の号給の額（以下「最高号給の額」という。）に達しないものについては、その者の受ける号給の額又は給料月額が最高号給の額と同じ額（同じ額がない場合は、その額を超える額のうちその額に最も近い額）の号給又は給料月額に達するまで適用しない。
- 5 前項の規定にかかわらず、職員がこの規程による改正前の第 8 条第 4 項本文の規定に該当することとなった場合には、昇給させることができない。

附 則（平成 14 年 12 月 2 日規程第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。
（最高号給を超える給料月額の切換え等）
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。
（施行日前の異動者の号給等の調整）
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び世田谷区の例に準拠し理事長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、理事長は、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより必要な調整を行うことができる。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠し理事長が定める。

附 則（平成 15 年 12 月 11 日規程第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 2 項から第 4 項までの改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切り替え等)

- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、理事長は、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例により必要な調整を行うことができる。

(委任)

- 4 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成 18 年 2 月 16 日規程第 1 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 2 月 16 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定は、平成 18 年 1 月 1 日から適用する。ただし別表第 2 については、別表第 2 欄外に記載のとおり平成 17 年 4 月 1 日及び平成 18 年 1 月 1 日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の変更等)

- 3 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、世田谷区の例に準拠し理事長が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び世田谷区の例に準拠して理事長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例に準拠して理事長が定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(委任)

- 5 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日規程第 2 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 1 日規程第 5 号）

この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 20 日規程第 5 号）
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 17 日規程第 9 号）
この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規程第 1 号）
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日規程第 9 号）
この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日規程第 8 号）
この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 11 日規程第 2 号）
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 5 日規程第 13 号）
この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 4 日規程第 3 号）
この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 12 日規程第 1 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 1 項から第 2 項までの改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（住居手当の経過措置）

- 2 施行日の前日において住居手当の支給を受けていた者で、改正後の第 17 条第 1 項の対象に該当しない者については、次の各号に掲げる日が属する期間に応じた当該各号に定める金額を支給する。

- | | |
|--|------------|
| （1）平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間 | 月額 6,000 円 |
| （2）平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間 | 月額 4,000 円 |
| （3）平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間 | 月額 2,000 円 |

附 則（平成 26 年 12 月 9 日規程第 2 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - （1）第 1 条の規定 平成 26 年 12 月 9 日
 - （2）第 2 条の規定 平成 27 年 4 月 1 日
- 2 第 1 条の規定による改正後の職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）
- 3 新規程の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 27 年 12 月 4 日規程第 4 号）

この規程は平成 27 年 12 月 5 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 12 月 6 日規程第 2 号）

この規程は平成 28 年 12 月 6 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 12 月 5 日規程第 1 号）

この規程は平成 29 年 12 月 5 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 2 月 28 日規程第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（扶養手当に関する特例措置）
- 2 第 12 条第 3 項の扶養手当については、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は次の各号に定める金額を支給する。
 - （1）第 12 条第 2 項第 1 号に該当する扶養親族 10,000 円
 - （2）第 12 条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）で満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるもののうち 1 人（職員に配偶者のない場合に限る。） 10,000 円
 - （3）扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500 円
 - （4）第 12 条第 2 項第 3 号から第 6 号までに該当する扶養親族 6,000 円
- 3 前項の特例措置の期間においては、規程第 13 条第 1 項中「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号

若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同条第4項中「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

4 平成30年3月31日において、改正前の職員給与規程第12条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人(職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。)を扶養することにより扶養手当を受けている職員(同号に該当する扶養親族たる子(配偶者を欠く一子を除く。)を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)が施行日以後、引き続き、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合(当該職員が改正後の規程第12条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。)その他これに準ずる場合には、改正後の規程第12条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

(1) 平成30年度 11,500円

(2) 平成31年度から平成35年度まで 13,000円

5 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合(当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出は、改正後の規程第13条第1項の規定による届出とみなす。

7 附則第4項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。

(管理職手当に関する特例措置)

8 規程第14条第1項第3号に該当する者については、平成30年4月1日から平成31年3月

31日までの間は月額91,700円を支給する。

(級・号給の切替え等)

9 平成30年3月31日に在職する職員の同年4月1日以後の給料表の適用については、規程改正に伴う事務取扱いを世田谷区職員の給与取扱い(職員の給与に関する条例等)に準じる。ただし行政職給料表(一)を給料表(1)、行政職給料表(二)を給料表(2)、医療職給料表(二)を給料表(4)、医療職給料表(三)を給料表(5)に読み替えるものとする。

(委任)

10 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、財団の人事調整会議が定める。

別表第1 (第6条)

給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	142,500	197,100	227,300	254,200	285,000	370,300
	2	143,600	198,700	229,400	256,500	287,500	373,100
	3	144,700	200,300	231,500	258,800	290,000	375,900
	4	145,900	201,900	233,600	261,100	292,500	378,700
	5	147,100	203,500	235,700	263,400	295,000	381,500
	6	148,300	205,200	237,800	265,700	297,500	384,300
	7	149,500	206,900	239,900	268,000	300,000	387,100
	8	150,700	208,600	242,000	270,300	302,600	389,900
	9	151,900	210,400	244,100	272,600	305,200	392,700
	10	153,100	212,200	246,200	274,900	307,800	395,500
	11	154,400	214,000	248,300	277,200	310,400	398,400
	12	155,700	215,900	250,500	279,500	313,000	401,300
	13	157,000	217,800	252,700	281,800	315,600	404,200
	14	158,400	219,700	254,900	284,100	318,200	407,100
	15	159,800	221,600	257,100	286,400	320,800	410,000
	16	161,200	223,500	259,300	288,800	323,400	412,900
	17	162,700	225,400	261,500	291,200	326,000	415,800
	18	164,300	227,300	263,700	293,600	328,600	418,700
	19	166,000	229,200	265,900	296,000	331,200	421,700
	20	167,800	231,200	268,200	298,400	333,900	424,700
	21	169,600	233,200	270,500	300,800	336,600	427,700
	22	171,400	235,200	272,800	303,200	339,300	430,700
	23	173,200	237,200	275,100	305,600	342,000	433,800
	24	175,000	239,200	277,400	308,000	344,700	436,800
	25	176,800	241,200	279,700	310,400	347,400	439,800
	26	178,600	243,200	282,000	312,800	350,100	442,800
	27	180,400	245,200	284,400	315,300	352,800	445,800
	28	182,100	247,300	286,800	317,800	355,500	448,700
	29	183,700	249,400	289,200	320,300	358,300	451,600
	30	185,000	251,500	291,600	322,800	361,100	454,400
	31	186,200	253,600	294,000	325,300	363,900	457,100
	32	187,400	255,700	296,300	327,700	366,700	459,700
	33	188,600	257,900	298,600	330,100	369,500	462,200
	34	189,900	260,100	300,900	332,500	372,300	464,600
	35	191,300	262,200	303,200	334,900	375,000	466,900
	36	192,800	264,300	305,500	337,300	377,700	469,100
	37	194,400	266,400	307,800	339,700	380,400	471,200
	38	196,100	268,500	310,000	342,100	383,100	473,200
	39	197,800	270,600	312,200	344,500	385,700	475,100
40	199,500	272,700	314,400	346,800	388,300	476,900	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	41	201,300	274,700	316,600	349,100	390,900	478,600
	42	203,100	276,700	318,800	351,400	393,500	480,200
	43	204,900	278,700	320,900	353,700	396,000	481,700
	44	206,800	280,700	323,000	356,000	398,500	483,200
	45	208,700	282,700	325,100	358,200	400,900	484,600
	46	210,600	284,600	327,200	360,400	403,300	486,000
	47	212,500	286,500	329,300	362,600	405,600	487,300
	48	214,400	288,400	331,400	364,700	407,800	488,600
	49	216,300	290,300	333,400	366,800	409,900	489,800
	50	218,200	292,200	335,400	368,900	411,900	491,000
	51	220,100	294,000	337,400	370,900	413,800	492,100
	52	222,000	295,800	339,400	372,900	415,600	493,200
	53	223,900	297,600	341,400	374,900	417,300	494,200
	54	225,800	299,400	343,400	376,800	418,900	495,200
	55	227,700	301,200	345,300	378,700	420,400	496,100
	56	229,600	302,900	347,200	380,600	421,800	497,000
	57	231,500	304,600	349,100	382,400	423,100	497,800
	58	233,400	306,300	351,000	384,200	424,300	498,600
	59	235,300	308,000	352,800	385,900	425,400	499,400
	60	237,100	309,700	354,600	387,600	426,400	500,100
	61	238,900	311,300	356,400	389,200	427,400	500,800
	62	240,700	312,900	358,200	390,800	428,300	501,500
	63	242,500	314,500	359,900	392,300	429,200	502,200
	64	244,300	316,100	361,600	393,700	430,000	502,800
	65	246,100	317,700	363,300	395,000	430,800	503,400
	66	247,900	319,200	365,000	396,200	431,600	504,000
	67	249,700	320,700	366,600	397,300	432,400	504,500
	68	251,400	322,200	368,200	398,300	433,100	505,000
	69	253,100	323,700	369,700	399,300	433,800	505,500
	70	254,800	325,200	371,200	400,200	434,500	506,000
	71	256,500	326,600	372,600	401,100	435,200	506,500
	72	258,200	328,000	374,000	401,900	435,800	507,000
	73	259,900	329,300	375,300	402,700	436,400	507,500
	74	261,600	330,600	376,500	403,500	437,000	508,000
	75	263,300	331,800	377,600	404,300	437,600	508,500
	76	264,900	333,000	378,600	405,000	438,200	509,000
	77	266,500	334,100	379,600	405,700	438,800	509,500
	78	268,100	335,200	380,500	406,400	439,400	510,000
	79	269,700	336,200	381,400	407,100	440,000	510,500
	80	271,300	337,200	382,200	407,700	440,500	511,000

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	81	272,900	338,100	383,000	408,300	441,000	511,500
	82	274,500	339,000	383,800	408,900	441,500	512,000
	83	276,100	339,800	384,500	409,500	442,000	512,500
	84	277,600	340,600	385,200	410,000	442,500	513,000
	85	279,100	341,300	385,900	410,500	443,000	513,500
	86	280,600	342,000	386,500	411,000	443,500	514,000
	87	282,100	342,600	387,100	411,500	444,000	514,500
	88	283,500	343,200	387,700	412,000	444,500	515,000
	89	284,900	343,800	388,200	412,500	445,000	515,500
	90	286,300	344,400	388,700	413,000	445,500	
	91	287,700	345,000	389,200	413,500	446,000	
	92	289,000	345,500	389,700	414,000	446,500	
	93	290,300	346,000	390,200	414,500	447,000	
	94	291,600	346,500	390,700	415,000	447,500	
	95	292,900	347,000	391,200	415,500	448,000	
	96	294,100	347,500	391,700	416,000	448,500	
	97	295,300	348,000	392,200	416,400	449,000	
	98	296,500	348,500	392,700	416,800	449,500	
	99	297,700	349,000	393,200	417,200	450,000	
100	298,900	349,500	393,700	417,600	450,500		
101	300,000	350,000	394,200	418,000	451,000		
102	301,100	350,500	394,700	418,400	451,500		
103	302,200	351,000	395,200	418,800	452,000		
104	303,200	351,500	395,700	419,200	452,500		
105	304,200	352,000	396,100	419,600	453,000		
106	305,200	352,400	396,500	420,000	453,500		
107	306,100	352,800	396,900	420,400	454,000		
108	307,000	353,200	397,300	420,800	454,500		
109	307,900	353,600	397,700	421,200	455,000		
110	308,700	354,000	398,100	421,600			
111	309,500	354,400	398,500	422,000			
112	310,300	354,800	398,900	422,400			
113	311,000	355,200	399,300	422,800			
114	311,700	355,600	399,700	423,200			
115	312,300	356,000	400,100	423,600			
116	312,900	356,400	400,500	424,000			
117	313,400	356,800	400,900	424,400			
118	313,900	357,200	401,300	424,800			
119	314,300	357,600	401,700	425,200			
120	314,700	358,000	402,100	425,600			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	121	315,100	358,400	402,500	426,000		
	122	315,500		402,900	426,400		
	123	315,900		403,300	426,800		
	124	316,300		403,700	427,200		
	125	316,700		404,100	427,600		
	126	317,100		404,500	428,000		
	127	317,500		404,900	428,400		
	128	317,900		405,300	428,800		
	129	318,300		405,700	429,200		
	130	318,700		406,100			
	131	319,100		406,500			
	132	319,500		406,900			
	133	319,900		407,300			
	134	320,300					
	135	320,600					
	136	320,900					
	137	321,200					
	138	321,500					
139	321,800						
140	322,100						
141	322,400						
142	322,700						
143	323,000						
144	323,300						
145	323,600						
146	323,900						
147	324,200						
148	324,500						
149	324,800						
再任用 職員		198,500	233,200	271,200	289,000	313,200	380,400

別表第2（第6条）

給料表（2）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	128,000	204,700	225,500	230,200
	2	128,700	206,500	227,300	232,200
	3	129,400	208,300	229,200	234,200
	4	130,100	210,000	231,200	236,200
	5	130,800	211,800	233,400	238,300
	6	131,500	213,500	235,200	240,300
	7	132,200	215,300	237,100	242,300
	8	132,900	217,100	239,100	244,300
	9	133,600	219,000	241,300	246,300
	10	134,300	220,800	243,100	248,300
	11	135,000	222,700	245,200	250,300
	12	135,700	224,500	247,200	252,400
	13	136,400	226,400	249,200	254,500
	14	137,400	228,400	251,400	256,600
	15	138,400	230,200	253,400	258,700
	16	139,400	232,100	255,400	260,800
	17	140,400	233,800	257,100	262,900
	18	141,400	235,700	259,400	265,000
	19	142,500	237,600	261,400	267,100
	20	143,700	239,400	263,300	269,200
	21	144,900	241,200	265,000	271,300
	22	146,100	242,900	267,200	273,400
	23	147,300	244,700	269,100	275,600
	24	148,400	246,500	271,000	277,800
	25	149,600	248,200	272,900	279,900
	26	150,800	249,900	274,800	282,100
	27	152,100	251,500	276,600	284,300
	28	153,400	253,200	278,400	286,400
	29	154,600	254,900	280,200	288,500
	30	156,000	256,600	282,000	290,600
	31	157,400	258,100	283,900	292,700
	32	158,800	259,700	285,700	294,800
	33	160,500	261,300	287,400	296,900
	34	162,200	262,900	289,100	299,000
	35	163,800	264,500	290,800	301,100
	36	165,300	265,900	292,600	303,100
	37	166,800	267,400	294,300	305,100
	38	168,000	268,900	296,000	307,100
	39	169,100	270,400	297,600	309,100
	40	170,200	271,900	299,300	311,100
	41	171,200	273,300	300,900	313,100
	42	172,400	274,700	302,600	315,000
	43	173,700	276,100	304,100	316,900
44	175,100	277,500	305,700	318,700	

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	45	176,500	278,900	307,200	320,600
	46	178,100	280,300	308,800	322,400
	47	179,600	281,600	310,200	324,200
	48	181,100	282,900	311,700	325,900
	49	182,800	284,200	313,200	327,700
	50	184,400	285,500	314,600	329,300
	51	186,000	286,800	316,000	331,000
	52	187,800	288,000	317,400	332,600
	53	189,500	289,100	318,700	334,200
	54	191,200	290,300	320,000	335,800
	55	193,000	291,300	321,200	337,300
	56	194,700	292,400	322,400	338,800
	57	196,400	293,300	323,500	340,200
	58	198,100	294,300	324,500	341,600
	59	199,900	295,200	325,500	342,900
	60	201,600	296,100	326,400	344,100
	61	203,300	296,900	327,200	345,200
	62	205,000	297,600	328,000	346,300
	63	206,800	298,300	328,800	347,200
	64	208,500	299,000	329,500	348,100
	65	210,200	299,700	330,100	349,000
	66	211,900	300,300	330,800	349,800
	67	213,700	300,800	331,400	350,600
	68	215,300	301,300	332,000	351,300
	69	216,900	301,900	332,600	352,000
	70	218,600	302,400	333,200	352,700
	71	220,200	302,900	333,700	353,400
	72	221,800	303,300	334,200	354,000
	73	223,500	303,800	334,600	354,600
	74	225,100	304,200	335,100	355,200
	75	226,700	304,700	335,500	355,800
	76	228,300	305,100	335,900	356,300
	77	229,800	305,500	336,400	356,900
	78	231,400	306,000	336,800	357,400
	79	232,900	306,400	337,200	357,900
	80	234,400	306,900	337,600	358,300
	81	236,000	307,300	338,100	358,800
	82	237,500	307,700	338,500	359,200
	83	239,100	308,200	338,900	359,700
	84	240,500	308,600	339,400	360,100
	85	242,000	309,100	339,800	360,500
	86	243,400	309,400	340,200	361,000
	87	244,900	309,800	340,700	361,400
	88	246,300	310,100	341,100	361,800
	89	247,800	310,500	341,400	362,300
	90	249,200	310,800	341,800	362,700
	91	250,700	311,200	342,100	363,100
	92	252,100	311,500	342,500	363,600

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	93	253,400	311,900	342,800	363,900
	94	254,800	312,200	343,200	364,300
	95	256,100	312,600	343,500	364,600
	96	257,400	312,900	343,900	365,000
	97	258,700	313,300	344,200	365,300
	98	260,000	313,600	344,500	365,700
	99	261,200	314,000	344,900	366,000
	100	262,400	314,300	345,200	366,400
	101	263,600	314,700	345,600	366,700
	102	264,800	315,100	345,900	367,100
	103	266,000	315,500	346,300	367,400
	104	267,000	315,900	346,600	367,800
	105	268,100	316,300	347,000	368,100
	106	269,200	316,700	347,300	368,500
	107	270,300	317,100	347,600	368,800
	108	271,400	317,500	348,000	369,200
	109	272,400	317,900	348,300	369,500
	110	273,400	318,200	348,700	369,900
	111	274,400	318,500	349,000	370,200
	112	275,300	318,800	349,400	370,600
	113	276,200	319,100	349,700	370,900
	114	277,100	319,400	350,100	371,300
	115	277,900	319,700	350,400	371,600
	116	278,800	320,000	350,700	372,000
	117	279,600	320,300	351,100	372,300
	118	280,300	320,600	351,500	372,700
	119	281,000	320,900	351,900	373,000
	120	281,800	321,200	352,300	373,400
	121	282,400	321,500	352,700	373,700
	122	283,000	321,700	353,100	
	123	283,600	321,900	353,500	
	124	284,100	322,100	353,900	
	125	284,600	322,300	354,300	
	126	285,000	322,500	354,700	
	127	285,400	322,700	355,100	
	128	285,700	322,900	355,500	
	129	286,100	323,100	355,900	
	130	286,500	323,300	356,300	
	131	286,800	323,500	356,700	
	132	287,200	323,700	357,100	
133	287,600	323,900	357,500		
134	287,900	324,000	357,900		
135	288,300	324,100	358,300		
136	288,700	324,200	358,700		
137	289,000	324,300	359,100		
138	289,400	324,400	359,500		
139	289,700	324,500	359,900		
140	290,100	324,600	360,300		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外 の 職員	141	290,500	324,700	360,700	
	142	290,800	324,800	361,100	
	143	291,100	324,900	361,500	
	144	291,400	325,000	361,900	
	145	291,600	325,100	362,300	
	146	291,900	325,200	362,700	
	147	292,200	325,300	363,100	
	148	292,500	325,400	363,500	
	149	292,700	325,500	363,900	
	150	293,000		364,300	
	151	293,300		364,700	
	152	293,600		365,100	
	153	293,800		365,500	
	154	294,100		365,800	
	155	294,400		366,100	
156	294,600		366,400		
157	294,900		366,700		
158	295,200				
159	295,500				
160	295,800				
161	296,100				
162	296,400				
163	296,700				
164	297,000				
165	297,300				
再任用 職員		211,600	222,800	243,600	274,300

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第3 (第6条)

給料表 (3)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	207,000	321,000	413,100
	2	209,400	324,900	415,900
	3	211,900	329,000	418,700
	4	214,200	332,800	421,500
	5	216,500	337,000	424,500
	6	219,000	340,800	427,400
	7	221,300	344,800	430,300
	8	223,800	348,700	433,100
	9	226,500	353,000	435,900
	10	229,200	357,100	438,800
	11	232,200	361,200	441,600
	12	235,000	365,200	444,400
	13	237,900	369,100	447,300
	14	241,800	373,400	450,300
	15	245,600	377,300	453,200
	16	249,400	381,200	455,900
	17	253,300	385,100	458,600
	18	257,400	388,100	461,300
	19	261,300	390,900	464,200
	20	265,300	393,900	466,900
	21	269,400	396,900	469,600
	22	273,200	399,700	472,300
	23	277,200	402,700	475,100
	24	280,900	405,500	477,700
	25	284,800	408,300	480,500
	26	288,600	411,000	483,100
	27	292,400	413,700	485,500
	28	296,100	416,300	487,900
	29	299,900	418,900	490,500
	30	303,500	421,500	493,100
	31	307,300	424,100	495,400
	32	311,000	426,500	497,900
	33	314,700	429,000	500,300
	34	318,400	431,500	502,800
	35	322,100	434,000	505,200
	36	325,700	436,500	507,700
	37	329,300	438,900	510,000
	38	332,800	441,300	512,100
	39	336,400	443,800	514,300
40	339,600	446,200	516,300	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	41	342,900	448,800	518,600
	42	346,100	451,000	520,300
	43	349,300	453,300	522,100
	44	352,500	455,400	524,000
	45	355,500	457,400	525,800
	46	358,700	459,600	527,000
	47	362,000	461,600	528,300
	48	365,200	463,500	529,600
	49	368,100	465,400	530,900
	50	370,000	467,200	532,100
	51	372,100	468,900	533,300
	52	374,100	470,600	534,500
	53	375,900	472,200	535,600
	54	377,800	473,400	536,600
	55	379,700	474,500	537,600
	56	381,400	475,500	538,600
	57	383,300	476,500	539,600
	58	384,900	477,500	540,500
	59	386,300	478,600	541,400
	60	388,000	479,700	542,400
	61	389,500	480,700	543,400
	62	390,800	481,400	544,300
	63	392,000	482,200	545,400
	64	393,200	483,000	546,400
	65	394,400	483,600	547,400
	66	395,500	484,400	548,400
	67	396,500	485,000	549,400
	68	397,700	485,700	550,400
	69	398,500	486,300	551,400
	70	399,300	486,800	552,400
	71	400,100	487,100	553,400
72	400,800	487,600	554,300	
73	401,500	488,100	555,300	
74	402,200	488,700	556,300	
75	402,900	489,100	557,200	
76	403,700	489,500	558,100	
77	404,500	489,900	559,100	
78	405,200	490,300	560,000	
79	405,900	490,700	560,900	
80	406,600	491,200	561,700	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	81	407,300	491,700	562,600
	82	407,900	492,200	563,400
	83	408,500	492,600	564,300
	84	409,200	493,100	565,100
	85	410,100	493,700	565,900
	86	410,700	494,300	566,700
	87	411,300	494,900	567,500
	88	412,000	495,300	568,200
	89	412,600	495,800	568,900
	90	413,100	496,400	569,600
	91	413,600	496,900	570,400
	92	414,100	497,400	571,200
	93	414,500	497,900	571,900
	94	414,900	498,500	572,700
	95	415,300	499,000	573,400
	96	415,800	499,500	574,100
	97	416,300	500,000	574,800
	98	416,700	500,500	575,400
	99	417,200	501,000	576,100
100	417,600	501,600	576,800	
101	418,000	502,100	577,500	
102	418,400	502,600	578,200	
103	418,800	503,100	578,800	
104	419,300	503,700	579,400	
105	419,800	504,200	580,200	
106	420,300		580,900	
107	420,800		581,600	
108	421,300		582,300	
109	421,700		582,900	
再任用 職員		294,500	355,300	416,100

別表第4 (第6条)

給料表 (4)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	143,200	198,500	227,800	254,600	285,000
	2	144,400	200,100	229,900	256,800	287,500
	3	145,600	201,700	232,000	259,000	290,000
	4	146,800	203,300	234,100	261,200	292,500
	5	148,000	204,900	236,200	263,500	295,000
	6	149,300	206,500	238,300	265,800	297,500
	7	150,600	208,100	240,400	268,100	300,000
	8	151,900	209,700	242,500	270,400	302,600
	9	153,200	211,300	244,600	272,700	305,200
	10	154,600	213,000	246,700	275,000	307,800
	11	156,000	214,700	248,800	277,300	310,400
	12	157,400	216,500	250,900	279,600	313,000
	13	158,800	218,300	253,000	281,900	315,600
	14	160,200	220,100	255,100	284,200	318,200
	15	161,600	222,000	257,300	286,500	320,800
	16	163,100	223,900	259,500	288,900	323,400
	17	164,700	225,800	261,700	291,300	326,000
	18	166,400	227,700	263,900	293,700	328,600
	19	168,100	229,600	266,100	296,100	331,200
	20	169,900	231,600	268,400	298,500	333,900
	21	171,700	233,600	270,700	300,900	336,600
	22	173,400	235,600	273,000	303,300	339,300
	23	175,100	237,600	275,300	305,700	342,000
	24	176,800	239,600	277,600	308,100	344,700
	25	178,400	241,600	279,900	310,500	347,400
	26	180,000	243,600	282,200	312,900	350,100
	27	181,600	245,600	284,600	315,400	352,800
	28	183,200	247,700	287,000	317,900	355,500
	29	184,800	249,800	289,400	320,400	358,300
	30	186,100	251,900	291,700	322,900	361,100
	31	187,400	254,000	294,000	325,400	363,900
	32	188,700	256,100	296,300	327,800	366,700
	33	190,100	258,200	298,600	330,200	369,500
	34	191,600	260,300	300,900	332,600	372,300
	35	193,100	262,400	303,200	335,000	375,000
	36	194,600	264,500	305,500	337,400	377,700
	37	196,200	266,600	307,800	339,800	380,400
	38	197,800	268,700	310,000	342,200	383,100
	39	199,400	270,700	312,200	344,500	385,700
40	201,000	272,700	314,400	346,800	388,300	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	202,600	274,700	316,600	349,100	390,900
	42	204,300	276,700	318,800	351,400	393,500
	43	206,000	278,700	320,900	353,700	396,000
	44	207,800	280,700	323,000	356,000	398,500
	45	209,600	282,700	325,100	358,200	400,900
	46	211,400	284,600	327,200	360,400	403,300
	47	213,300	286,500	329,300	362,600	405,600
	48	215,200	288,400	331,400	364,700	407,800
	49	217,100	290,300	333,400	366,800	409,900
	50	219,000	292,200	335,400	368,900	411,900
	51	220,900	294,000	337,400	370,900	413,800
	52	222,800	295,800	339,400	372,900	415,600
	53	224,700	297,600	341,400	374,900	417,300
	54	226,600	299,400	343,400	376,800	418,900
	55	228,500	301,200	345,300	378,700	420,400
	56	230,400	302,900	347,200	380,600	421,800
	57	232,300	304,600	349,100	382,400	423,100
	58	234,200	306,300	351,000	384,200	424,300
	59	236,100	308,000	352,800	385,900	425,400
	60	237,900	309,700	354,600	387,600	426,400
	61	239,700	311,300	356,400	389,200	427,400
	62	241,500	312,900	358,200	390,800	428,300
	63	243,300	314,500	359,900	392,300	429,200
	64	245,100	316,100	361,600	393,700	430,000
	65	246,900	317,700	363,300	395,000	430,800
	66	248,700	319,200	365,000	396,200	431,600
	67	250,500	320,700	366,600	397,300	432,400
	68	252,200	322,200	368,200	398,300	433,100
	69	253,900	323,700	369,700	399,300	433,800
	70	255,600	325,200	371,200	400,200	434,500
	71	257,300	326,600	372,600	401,100	435,200
72	259,000	328,000	374,000	401,900	435,800	
73	260,700	329,300	375,300	402,700	436,400	
74	262,400	330,600	376,500	403,500	437,000	
75	264,000	331,800	377,600	404,300	437,600	
76	265,600	333,000	378,600	405,000	438,200	
77	267,200	334,100	379,600	405,700	438,800	
78	268,800	335,200	380,500	406,400	439,400	
79	270,400	336,200	381,400	407,100	440,000	
80	271,900	337,200	382,200	407,700	440,500	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	81	273,400	338,100	383,000	408,300	441,000
	82	274,900	339,000	383,800	408,900	441,500
	83	276,400	339,800	384,500	409,500	442,000
	84	277,900	340,600	385,200	410,000	442,500
	85	279,400	341,300	385,900	410,500	443,000
	86	280,900	342,000	386,500	411,000	443,500
	87	282,400	342,600	387,100	411,500	444,000
	88	283,800	343,200	387,700	412,000	444,500
	89	285,200	343,800	388,200	412,500	445,000
	90	286,600	344,400	388,700	413,000	445,500
	91	287,900	345,000	389,200	413,500	446,000
	92	289,200	345,500	389,700	414,000	446,500
	93	290,500	346,000	390,200	414,500	447,000
	94	291,800	346,500	390,700	415,000	447,500
	95	293,000	347,000	391,200	415,500	448,000
	96	294,200	347,500	391,700	416,000	448,500
	97	295,400	348,000	392,200	416,400	449,000
	98	296,600	348,500	392,700	416,800	449,500
	99	297,800	349,000	393,200	417,200	450,000
100	298,900	349,500	393,700	417,600	450,500	
101	300,000	350,000	394,200	418,000	451,000	
102	301,100	350,500	394,700	418,400	451,500	
103	302,200	351,000	395,200	418,800	452,000	
104	303,200	351,500	395,700	419,200	452,500	
105	304,200	352,000	396,100	419,600	453,000	
106	305,200	352,400	396,500	420,000	453,500	
107	306,100	352,800	396,900	420,400	454,000	
108	307,000	353,200	397,300	420,800	454,500	
109	307,900	353,600	397,700	421,200	455,000	
110	308,700	354,000	398,100	421,600		
111	309,500	354,400	398,500	422,000		
112	310,300	354,800	398,900	422,400		
113	311,000	355,200	399,300	422,800		
114	311,700	355,600	399,700	423,200		
115	312,300	356,000	400,100	423,600		
116	312,900	356,400	400,500	424,000		
117	313,400	356,800	400,900	424,400		
118	313,900		401,300			
119	314,300		401,700			
120	314,700		402,100			

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外 の 職員		円	円	円	円	円
	121	315,100		402,500		
	122	315,500		402,900		
	123	315,900		403,300		
	124	316,300		403,700		
	125	316,700		404,100		
	126	317,100		404,500		
	127	317,500		404,900		
	128	317,900		405,300		
	129	318,300		405,700		
	130	318,700		406,100		
	131	319,100		406,500		
	132	319,500		406,900		
	133	319,900		407,300		
	134	320,300				
	135	320,600				
	136	320,900				
	137	321,200				
	138	321,500				
	139	321,800				
140	322,100					
141	322,400					
142	322,700					
143	323,000					
144	323,300					
145	323,600					
再任用 職員		201,000	235,000	270,900	288,500	313,200

別表第5 (第6条)

給料表 (5)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	154,900	202,000	228,900	255,200	285,000
	2	156,400	203,300	230,900	257,500	287,500
	3	157,900	204,600	232,900	259,800	290,000
	4	159,400	205,900	234,900	262,100	292,500
	5	160,900	207,300	236,900	264,400	295,000
	6	162,400	208,700	238,900	266,700	297,500
	7	163,900	210,100	241,000	269,000	300,000
	8	165,400	211,600	243,100	271,300	302,600
	9	166,900	213,100	245,200	273,600	305,200
	10	168,400	214,600	247,300	275,900	307,800
	11	169,900	216,100	249,400	278,200	310,400
	12	171,400	217,700	251,500	280,500	313,000
	13	172,900	219,400	253,600	282,800	315,600
	14	174,300	221,200	255,700	285,100	318,200
	15	175,700	223,000	257,800	287,400	320,800
	16	177,100	224,900	260,000	289,700	323,400
	17	178,500	226,800	262,200	292,000	326,000
	18	179,800	228,700	264,400	294,300	328,600
	19	181,100	230,600	266,600	296,700	331,200
	20	182,400	232,500	268,800	299,100	333,900
	21	183,700	234,400	271,000	301,500	336,600
	22	185,400	236,300	273,300	303,900	339,300
	23	187,000	238,200	275,600	306,300	342,000
	24	188,500	240,200	277,900	308,700	344,700
	25	190,000	242,200	280,200	311,100	347,400
	26	191,000	244,200	282,500	313,500	350,100
	27	191,900	246,200	284,900	316,000	352,800
	28	192,800	248,200	287,300	318,500	355,500
	29	193,700	250,200	289,700	321,000	358,300
	30	194,700	252,200	292,000	323,400	361,100
	31	195,800	254,200	294,300	325,800	363,900
	32	197,000	256,200	296,600	328,200	366,700
	33	198,300	258,200	298,900	330,600	369,500
	34	199,700	260,200	301,200	333,000	372,300
	35	201,100	262,300	303,400	335,400	375,000
	36	202,500	264,400	305,600	337,800	377,700
	37	204,000	266,500	307,800	340,100	380,400
	38	205,500	268,600	310,000	342,400	383,100
	39	207,000	270,700	312,200	344,700	385,700
40	208,600	272,700	314,400	347,000	388,300	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	210,300	274,700	316,600	349,300	390,900
	42	212,100	276,700	318,800	351,600	393,500
	43	213,900	278,700	320,900	353,800	396,000
	44	215,800	280,700	323,000	356,000	398,500
	45	217,700	282,700	325,100	358,200	400,900
	46	219,600	284,600	327,200	360,400	403,300
	47	221,500	286,500	329,300	362,600	405,600
	48	223,400	288,400	331,400	364,700	407,800
	49	225,300	290,300	333,400	366,800	409,900
	50	227,200	292,200	335,400	368,900	411,900
	51	229,100	294,000	337,400	370,900	413,800
	52	231,000	295,800	339,400	372,900	415,600
	53	232,900	297,600	341,400	374,900	417,300
	54	234,800	299,400	343,400	376,800	418,900
	55	236,700	301,200	345,300	378,700	420,400
	56	238,500	302,900	347,200	380,600	421,800
	57	240,300	304,600	349,100	382,400	423,100
	58	242,100	306,300	351,000	384,200	424,300
	59	243,800	308,000	352,800	385,900	425,400
	60	245,500	309,700	354,600	387,600	426,400
	61	247,200	311,300	356,400	389,200	427,400
	62	248,900	312,900	358,200	390,800	428,300
	63	250,600	314,500	359,900	392,300	429,200
	64	252,300	316,100	361,600	393,700	430,000
	65	254,000	317,700	363,300	395,000	430,800
	66	255,700	319,200	365,000	396,200	431,600
	67	257,400	320,700	366,600	397,300	432,400
	68	259,000	322,200	368,200	398,300	433,100
	69	260,600	323,700	369,700	399,300	433,800
	70	262,200	325,200	371,200	400,200	434,500
	71	263,800	326,600	372,600	401,100	435,200
	72	265,400	328,000	374,000	401,900	435,800
	73	267,000	329,300	375,300	402,700	436,400
	74	268,600	330,600	376,500	403,500	437,000
	75	270,200	331,800	377,600	404,300	437,600
	76	271,800	333,000	378,600	405,000	438,200
	77	273,300	334,100	379,600	405,700	438,800
	78	274,800	335,200	380,500	406,400	439,400
	79	276,300	336,200	381,400	407,100	440,000
	80	277,800	337,200	382,200	407,700	440,500

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	81	279,300	338,100	383,000	408,300	441,000
	82	280,800	339,000	383,800	408,900	441,500
	83	282,200	339,800	384,500	409,500	442,000
	84	283,600	340,600	385,200	410,000	442,500
	85	285,000	341,300	385,900	410,500	443,000
	86	286,400	342,000	386,500	411,000	443,500
	87	287,800	342,600	387,100	411,500	444,000
	88	289,100	343,200	387,700	412,000	444,500
	89	290,400	343,800	388,200	412,500	445,000
	90	291,700	344,400	388,700	413,000	445,500
	91	293,000	345,000	389,200	413,500	446,000
	92	294,200	345,500	389,700	414,000	446,500
	93	295,400	346,000	390,200	414,500	447,000
	94	296,600	346,500	390,700	415,000	447,500
	95	297,800	347,000	391,200	415,500	448,000
	96	298,900	347,500	391,700	416,000	448,500
	97	300,000	348,000	392,200	416,400	449,000
	98	301,100	348,500	392,700	416,800	449,500
	99	302,200	349,000	393,200	417,200	450,000
100	303,200	349,500	393,700	417,600	450,500	
101	304,200	350,000	394,200	418,000	451,000	
102	305,200	350,500	394,700	418,400	451,500	
103	306,100	351,000	395,200	418,800	452,000	
104	307,000	351,500	395,700	419,200	452,500	
105	307,900	352,000	396,100	419,600	453,000	
106	308,700	352,400	396,500	420,000	453,500	
107	309,500	352,800	396,900	420,400	454,000	
108	310,300	353,200	397,300	420,800	454,500	
109	311,000	353,600	397,700	421,200	455,000	
110	311,700	354,000	398,100	421,600		
111	312,300	354,400	398,500	422,000		
112	312,900	354,800	398,900	422,400		
113	313,400	355,200	399,300	422,800		
114	313,900	355,600	399,700	423,200		
115	314,300	356,000	400,100	423,600		
116	314,700	356,400	400,500	424,000		
117	315,100	356,800	400,900	424,400		
118	315,500		401,300			
119	315,900		401,700			
120	316,300		402,100			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外の 職員		円	円	円	円	円
	121	316,700		402,500		
	122	317,100		402,900		
	123	317,500		403,300		
	124	317,900		403,700		
	125	318,300		404,100		
	126	318,700		404,500		
	127	319,100		404,900		
	128	319,500		405,300		
	129	319,900		405,700		
	130	320,300		406,100		
	131	320,600		406,500		
	132	320,900		406,900		
	133	321,200		407,300		
	134	321,500				
	135	321,800				
	136	322,100				
137	322,400					
138	322,700					
139	323,000					
140	323,300					
141	323,600					
再任用 職員		205,200	236,200	270,900	288,500	313,200

別表第6（第7条） 全部改正〔平成18年規程2号〕一部改正〔平成29年度規程5号〕

区 分		標 準 的 な 職 務
給料表 (1)	1級	係員の職務 (定型的な業務を行う職)
	2級	主任の職務 (係長職を補佐する職)
	3級	1. 係長又は担当係長の職務 2. 副係長又は主査の職務
	4級	課長補佐の職務
	5級	1. 課長又は副参事の職務 2. 重要困難な事務を所掌する統括課長の職務
	6級	局長の職務
給料表 (2)	1級	係員の職務
	2級	技能主任の職務
	3級	技能長の職務
	4級	統括技能長の職務
給料表 (3)	1級	1. 係長又は主査の職務 2. 医療業務を行う職務
	2級	1. 課長の職務 2. 相当高度の知識経験に基づき、困難な医療業務を行う職務
	3級	1. 所長の職務 2. 高度の知識経験に基づき、困難な医療業務を行う職務
給料表 (4)	1級	係員の職務 (診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の業務を行う職務)
	2級	主任の職務 (係長職を補佐する職)
	3級	1. 係長又は担当係長の職務 2. 副係長又は主査の職務
	4級	課長補佐の職務
	5級	1. 課長又は副参事の職務 2. 重要困難な事務を所掌する統括課長の職務
給料表 (5)	1級	係員の職務 (保健師又は看護師の業務を行う職務)
	2級	主任の職務 (係長職を補佐する職)
	3級	1. 係長又は担当係長の職務 2. 副係長又は主査の職務
	4級	課長補佐の職務
	5級	1. 課長又は副参事の職務 2. 重要困難な事務を所掌する統括課長の職務

別表第7（第7条） 初任給基準表 全部改正〔平成18年規程2号〕
一部改正〔平成29年度規程5号〕

給料表	職 種	選考区分	学歴・免許	級・号給	限度号数
(1)	事務及び技術職	I類		1級29号給	28号
		II類		1級17号給	28号
		III類		1級5号給	40号
(2)	作業員			1級19号給	—
	介護技術員		介護指導	1級19号給	—
	自動車運転		自動車運転免許	1級19号給	—

(3)	医師(インターン修了)		医大卒	1級17号給	36号
	医師		医大卒	1級9号給	44号
(4)	診療放射線技師	Ⅱ類	短大3卒	1級21号給	24号
	臨床検査技師	I類		1級29号給	28号
		Ⅱ類	短大3卒	1級21号給	24号
	栄養士	I類		1級29号給	28号
		Ⅱ類	短大2卒	1級17号給	28号
理学療法士 作業療法士	Ⅱ類	短大3卒	1級21号給	24号	
(5)	保健師	I類		1級25号給	28号
	看護師	Ⅱ類	短大3卒	1級21号給	28号
	看護師	Ⅱ類	短大2卒	1級17号給	32号

(備考)

1. 選考区分は、Ⅰ類、Ⅱ類及びⅢ類とし、それぞれに対応する能力実証の程度は、次のとおりとする。

選考区分	能力実証の程度
Ⅰ類	大学卒業程度
Ⅱ類	短大卒業程度
Ⅲ類	高校卒業程度

2. 採用された者が、その職務について有用な学歴免許、経験等を有する場合には、その者の号給を別表第8に定める経験年数等の換算基準により換算された経験年数の月数を3で除して得た号数(1未満の端数切捨て)を初任給の号給に加算する。
3. 限度号数欄に掲げる号数は、前項の加算調整の上限号数を示す。
4. 採用された者が給料表(2)の適用を受ける者である場合で、別表第9に定めるその者の年齢に応じ同表に定める号給が、この表に定める号給(前項の規定により経験年数等を加算して決定する号給を含む。)より上位のときは、同表に定める号給によることができる。

別表第8 (第7条) 経験年数換算基準表 一部改正 [平成5年規程3号・14年4号]

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国家公務員、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	(割) 10	
	その他のもの	8	
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10	
	その他のもの	8	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		5	1 在学年数は正規の修学年数の範囲内とする。 2 従事する職務と密接な関係のある在学期間については、理事長の承認を得て8割に換算することができる。
その他の期間		5	経験年数は10年(換算後5年)を限度とする。

〔備考〕

1. 免許の取得を採用条件とし、免許を必要とする職務に従事する職員については、免許を取得した日以後に該当免許を必要とする職務に従事した期間を10割に換算することができる。
2. 管理栄養士については、栄養士の期間は10割に換算することができる。
3. 保健師については、看護師の期間(准看護師の業務に従事した期間を含む。以下同じ。)及び助産師の期間を10割に換算することができる。ただし、10割に換算することができる看護師の期間は5年を限度とし、5年を超える看護師の期間は8割に換算することができる。
4. 看護師については、派出看護師の期間は5割に、准看護師の期間は10割に換算することができる。
5. 学校等の在学期間で正規の修学年数を超える期間等については、別に定めるところにより再換算を行う。

別表第9 (第7条) 年齢給基準 全部改正〔平成18年規程2号〕
一部改正〔平成29年度規程5号〕

職 種	採 用 時 満 年 齡										
	18 歳	19 歳	20 歳	21 歳	22 歳	23 歳	24 歳	25 歳	26 歳	27 歳	28 歳
自動車運転 介護指導	1-19	1-21	1-23	1-25	1-27	1-29	1-31	1-33	1-35	1-37	1-39
作業員	1-19	1-21	1-23	1-25	1-27	1-29	1-31	1-33	1-35	1-37	1-39

29 歳	30 歳	31 歳	32 歳	33 歳	34 歳以上
1-41	1-43	1-45	1-47	1-49	1-51
1-41	1-43	1-45	1-47	1-49	1-51

別表第10（第7条）昇格、降格及び給料表を異にする異動に関する基準

全部改正〔平成18年規程2号〕一部改正〔平成29年度規程5号〕

1. 職員を上位の級に昇格させる場合は、次に掲げる表の基準による。

区 分	標準的な職務	
給料表(1)	2級	主任又はこれに相当する職に任用された者
	3級	係長、副係長又はこれに相当する職に任用された者
	4級	課長補佐又はこれに相当する職に任用された者
	5級	課長又はこれに相当する職に任用された者
	6級	局長又はこれに相当する職に任用された者
給料表(2)	2級	1級職に16年以上在職した者
	3級	2級職に4年以上在職した者
	4級	3級職に3年以上在職した者
給料表(3)	2級	課長又はこれに相当する職に任用された者
	3級	所長又はこれに相当する職に任用された者
給料表(4)	2級	主任又はこれに相当する職に任用された者
	3級	係長、副係長又はこれに相当する職に任用された者
	4級	課長補佐又はこれに相当する職に任用された者
	5級	課長又はこれに相当する職に任用された者
給料表(5)	2級	主任又はこれに相当する職に任用された者
	3級	係長、副係長又はこれに相当する職に任用された者
	4級	課長補佐又はこれに相当する職に任用された者
	5級	課長又はこれに相当する職に任用された者

2. 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別に定める場合を除き、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する次に掲げる昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- (1) 昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- (2) 職員の退職に伴い昇格させた場合におけるその者の号給は、この規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て定める。

昇格時対応号給表

給料表（1）

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	2	2	1
11	1	1	3	3	1
12	1	1	4	4	1
13	1	1	5	5	1
14	1	2	6	6	1
15	1	3	7	7	1
16	1	4	8	8	1
17	1	5	9	9	1
18	1	6	10	10	1
19	1	7	11	11	1
20	1	8	12	12	1
21	1	9	13	13	1
22	1	10	14	14	1
23	1	11	15	15	1
24	1	12	16	16	1
25	1	13	17	17	1
26	1	14	18	18	2
27	1	15	19	19	3
28	1	16	20	20	4
29	1	17	21	21	5
30	1	18	22	22	6
31	1	19	23	23	7
32	1	20	24	24	8

33	1	21	25	25	9
34	2	22	26	26	10
35	3	23	27	27	11
36	4	24	28	28	12
37	5	25	29	29	13
38	6	26	30	30	14
39	7	27	31	31	15
40	8	28	32	32	16
41	9	29	33	33	17
42	10	30	34	34	18
43	11	31	35	35	19
44	12	32	36	36	20
45	13	33	37	37	21
46	14	34	38	38	22
47	15	35	39	39	23
48	16	36	40	40	24
49	17	37	41	41	25
50	18	38	42	42	26
51	19	39	43	43	27
52	20	40	44	44	28
53	21	41	45	45	29
54	22	42	46	46	29
55	23	43	47	47	29
56	24	44	48	48	30
57	25	45	49	49	30
58	26	46	50	49	30
59	27	47	51	50	31
60	28	48	52	50	31
61	29	49	53	51	31
62	30	50	54	51	32
63	31	51	55	52	32
64	32	52	56	52	32
65	33	53	57	53	33
66	34	53	58	54	33
67	35	54	59	55	33
68	36	54	60	56	33
69	37	55	61	57	34

70	38	55	62	57	34
71	39	56	63	57	34
72	40	56	64	58	34
73	41	57	65	58	35
74	42	58	66	58	35
75	43	59	67	59	35
76	44	60	68	59	35
77	45	61	69	59	36
78	46	61	69	60	36
79	47	62	70	60	36
80	48	62	70	60	36
81	49	63	71	61	37
82	50	63	71	61	37
83	51	64	72	62	37
84	52	64	72	62	37
85	53	65	73	63	37
86	54	65	73	63	38
87	55	65	74	64	38
88	56	66	74	64	38
89	57	66	75	65	38
90	58	66	75	65	38
91	59	67	76	66	39
92	60	67	76	66	39
93	61	67	77	67	39
94	61	68	77	67	39
95	62	68	78	68	39
96	62	68	78	68	40
97	63	69	79	69	40
98	63	69	79	69	40
99	64	69	80	69	40
100	64	69	80	70	40
101	65	70	81	70	41
102	66	70	82	70	41
103	67	70	83	71	41
104	68	70	84	71	42
105	69	71	85	71	42
106	69	71	85	72	42

107	70	71	86	72	43
108	70	71	86	72	43
109	71	72	87	73	43
110	71	72	87	74	
111	72	72	88	75	
112	72	72	88	76	
113	73	73	89	77	
114	73	73	90	77	
115	73	73	91	78	
116	74	74	92	78	
117	74	74	93	79	
118	74	74	93	79	
119	75	75	94	80	
120	75	75	94	80	
121	75	75	95	81	
122	76		95	81	
123	76		96	82	
124	76		96	82	
125	77		97	83	
126	77		98	83	
127	77		99	84	
128	78		100	84	
129	78		101	85	
130	78		102		
131	79		103		
132	79		104		
133	79		105		
134	80				
135	80				
136	80				
137	81				
138	81				
139	81				
140	81				
141	82				
142	82				
143	82				

144	82				
145	83				
146	83				
147	83				
148	83				
149	84				

給料表（2）

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
号給			
1	1	1	5
2	1	1	6
3	1	1	7
4	1	1	8
5	1	1	9
6	1	2	10
7	1	3	11
8	1	4	12
9	1	5	13
10	1	6	14
11	1	7	15
12	1	8	16
13	1	9	17
14	1	10	18
15	1	11	19
16	1	12	20
17	1	13	21
18	1	14	22
19	1	15	23
20	1	16	24
21	1	17	25
22	1	18	26
23	1	19	27
24	1	20	28
25	1	21	29

26	1	22	30
27	1	23	31
28	1	24	32
29	1	25	33
30	1	26	34
31	1	27	35
32	1	28	36
33	1	29	37
34	1	30	38
35	1	31	39
36	1	32	40
37	1	33	41
38	1	34	42
39	1	35	43
40	1	36	44
41	1	37	45
42	1	37	46
43	1	38	47
44	1	38	48
45	1	39	49
46	1	39	50
47	1	40	51
48	1	40	52
49	1	41	53
50	1	42	53
51	1	43	54
52	1	44	54
53	1	45	55
54	1	46	55
55	1	47	56
56	1	48	56
57	1	49	57
58	2	49	58
59	3	50	59
60	4	50	60

61	5	51	61
62	6	51	61
63	7	52	62
64	8	52	62
65	9	53	63
66	10	53	63
67	11	53	64
68	12	54	64
69	13	54	65
70	14	54	65
71	15	55	65
72	16	55	66
73	17	55	66
74	18	56	66
75	19	56	67
76	20	56	67
77	21	57	67
78	22	57	68
79	23	57	68
80	24	57	68
81	25	58	69
82	26	58	69
83	27	58	70
84	28	58	70
85	29	59	71
86	30	59	71
87	31	59	72
88	32	59	72
89	33	60	73
90	34	60	73
91	35	60	74
92	36	60	74
93	37	61	75
94	38	61	75
95	39	61	76

96	40	62	76
97	41	62	77
98	42	62	77
99	43	63	78
100	44	63	78
101	45	63	79
102	46	64	79
103	47	64	80
104	48	64	80
105	49	65	81
106	50	65	81
107	51	65	82
108	52	66	82
109	53	66	83
110	53	66	83
111	54	67	84
112	54	67	84
113	55	67	85
114	55	68	86
115	56	68	87
116	56	68	88
117	57	69	89
118	58	69	90
119	59	70	91
120	60	70	92
121	61	71	93
122	61	71	94
123	62	72	95
124	62	72	96
125	63	73	97
126	63	73	98
127	64	73	99
128	64	73	100
129	65	73	101
130	65	74	102

131	65	74	103
132	66	74	104
133	66	74	105
134	66	74	106
135	67	75	107
136	67	75	108
137	67	75	109
138	68	75	110
139	68	75	111
140	68	76	112
141	69	76	113
142	69	76	114
143	70	76	115
144	70	76	116
145	71	77	117
146	71	77	118
147	72	78	119
148	72	78	120
149	73	79	121
150	73		121
151	74		121
152	74		121
153	75		121
154	75		121
155	76		121
156	76		121
157	77		121
158	77		
159	78		
160	78		
161	79		
162	79		
163	80		
164	80		
165	81		

給料表（3）

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	号給	2 級	3 級
1	1	1	
2	1	1	
3	1	1	
4	1	1	
5	1	1	
6	1	1	
7	1	1	
8	1	1	
9	1	1	
10	1	1	
11	1	1	
12	1	1	
13	1	1	
14	1	1	
15	1	1	
16	1	1	
17	1	1	
18	1	1	
19	1	1	
20	1	1	
21	1	1	
22	1	2	
23	1	3	
24	1	4	
25	1	5	
26	1	6	
27	1	7	
28	1	8	
29	1	9	
30	2	10	

31	3	11	
32	4	12	
33	5	13	
34	6	14	
35	7	15	
36	8	16	
37	9	17	
38	10	18	
39	11	19	
40	12	20	
41	13	21	
42	14	22	
43	15	23	
44	16	24	
45	17	25	
46	18	26	
47	19	27	
48	20	28	
49	21	29	
50	22	30	
51	23	31	
52	24	32	
53	25	33	
54	26	33	
55	27	34	
56	28	34	
57	29	35	
58	30	35	
59	31	36	
60	32	36	
61	33	37	
62	33	37	
63	34	38	
64	34	38	
65	35	39	

66	35	39	
67	36	40	
68	36	40	
69	37	41	
70	37	41	
71	37	41	
72	38	41	
73	38	42	
74	38	42	
75	39	42	
76	39	42	
77	39	43	
78	40	43	
79	40	43	
80	40	43	
81	41	44	
82	41	44	
83	41	44	
84	41	44	
85	41	45	
86	42	45	
87	42	45	
88	42	45	
89	42	46	
90	42	46	
91	43	46	
92	43	46	
93	43	47	
94	43	47	
95	43	47	
96	44	47	
97	44	48	
98	44	48	
99	44	48	
100	44	48	

101	45	49	
102	45	49	
103	45	50	
104	46	50	
105	46	51	
106	46		
107	47		
108	47		
109	47		

給料表（４）

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
号給				
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	2	2
11	1	1	3	3
12	1	1	4	4
13	1	1	5	5
14	1	2	6	6
15	1	3	7	7
16	1	4	8	8
17	1	5	9	9
18	1	6	10	10
19	1	7	11	11
20	1	8	12	12
21	1	9	13	13

22	1	10	14	14
23	1	11	15	15
24	1	12	16	16
25	1	13	17	17
26	1	14	18	18
27	1	15	19	19
28	1	16	20	20
29	1	17	21	21
30	1	18	22	22
31	1	19	23	23
32	1	20	24	24
33	1	21	25	25
34	2	22	26	26
35	3	23	27	27
36	4	24	28	28
37	5	25	29	29
38	6	26	30	30
39	7	27	31	31
40	8	28	32	32
41	9	29	33	33
42	10	30	34	34
43	11	31	35	35
44	12	32	36	36
45	13	33	37	37
46	14	34	38	38
47	15	35	39	39
48	16	36	40	40
49	17	37	41	41
50	18	38	42	42
51	19	39	43	43
52	20	40	44	44
53	21	41	45	45
54	22	42	46	46
55	23	43	47	47
56	24	44	48	48

57	25	45	49	49
58	26	46	50	49
59	27	47	51	50
60	28	48	52	50
61	29	49	53	51
62	30	50	54	51
63	31	51	55	52
64	32	52	56	52
65	33	53	57	53
66	34	53	58	54
67	35	54	59	55
68	36	54	60	56
69	37	55	61	57
70	38	55	62	57
71	39	56	63	57
72	40	56	64	58
73	41	57	65	58
74	42	58	66	58
75	43	59	67	59
76	44	60	68	59
77	45	61	69	59
78	46	61	69	60
79	47	62	70	60
80	48	62	70	60
81	49	63	71	61
82	50	63	71	61
83	51	64	72	62
84	52	64	72	62
85	53	65	73	63
86	54	65	73	63
87	55	65	74	64
88	56	66	74	64
89	57	66	75	65
90	58	66	75	65
91	59	67	76	66

92	60	67	76	66
93	61	67	77	67
94	61	68	77	67
95	62	68	78	68
96	62	68	78	68
97	63	69	79	69
98	63	69	79	69
99	64	69	80	69
100	64	69	80	70
101	65	70	81	70
102	66	70	82	70
103	67	70	83	71
104	68	70	84	71
105	69	71	85	71
106	69	71	85	72
107	70	71	86	72
108	70	71	86	72
109	71	72	87	73
110	71	72	87	74
111	72	72	88	75
112	72	72	88	76
113	73	73	89	77
114	73	73	90	77
115	73	74	91	78
116	74	74	92	78
117	74	75	93	79
118	74		93	
119	75		94	
120	75		94	
121	75		95	
122	76		95	
123	76		96	
124	76		96	
125	77		97	
126	77		98	

127	77		99	
128	78		100	
129	78		101	
130	78		102	
131	79		103	
132	79		104	
133	79		105	
134	80			
135	80			
136	80			
137	81			
138	81			
139	81			
140	82			
141	82			
142	82			
143	83			
144	83			
145	83			

給料表（5）

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
号給				
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	2	2
11	1	1	3	3

12	1	1	4	4
13	1	1	5	5
14	1	2	6	6
15	1	3	7	7
16	1	4	8	8
17	1	5	9	9
18	1	6	10	10
19	1	7	11	11
20	1	8	12	12
21	1	9	13	13
22	1	10	14	14
23	1	11	15	15
24	1	12	16	16
25	1	13	17	17
26	1	14	18	18
27	1	15	19	19
28	1	16	20	20
29	1	17	21	21
30	2	18	22	22
31	3	19	23	23
32	4	20	24	24
33	5	21	25	25
34	6	22	26	26
35	7	23	27	27
36	8	24	28	28
37	9	25	29	29
38	10	26	30	30
39	11	27	31	31
40	12	28	32	32
41	13	29	33	33
42	14	30	34	34
43	15	31	35	35
44	16	32	36	36
45	17	33	37	37
46	18	34	38	38

47	19	35	39	39
48	20	36	40	40
49	21	37	41	41
50	22	38	42	42
51	23	39	43	43
52	24	40	44	44
53	25	41	45	45
54	26	42	46	46
55	27	43	47	47
56	28	44	48	48
57	29	45	49	49
58	30	46	50	49
59	31	47	51	50
60	32	48	52	50
61	33	49	53	51
62	34	50	54	51
63	35	51	55	52
64	36	52	56	52
65	37	53	57	53
66	38	53	58	54
67	39	54	59	55
68	40	54	60	56
69	41	55	61	57
70	42	55	62	57
71	43	56	63	57
72	44	56	64	58
73	45	57	65	58
74	46	58	66	58
75	47	59	67	59
76	48	60	68	59
77	49	61	69	59
78	50	61	69	60
79	51	62	70	60
80	52	62	70	60
81	53	63	71	61

82	54	63	71	61
83	55	64	72	62
84	56	64	72	62
85	57	65	73	63
86	58	65	73	63
87	59	65	74	64
88	60	66	74	64
89	61	66	75	65
90	61	66	75	65
91	62	67	76	66
92	62	67	76	66
93	63	67	77	67
94	63	68	77	67
95	64	68	78	68
96	64	68	78	68
97	65	69	79	69
98	66	69	79	69
99	67	69	80	69
100	68	69	80	70
101	69	70	81	70
102	69	70	82	70
103	70	70	83	71
104	70	70	84	71
105	71	71	85	71
106	71	71	85	72
107	72	71	86	72
108	72	71	86	72
109	73	72	87	73
110	73	72	87	74
111	73	72	88	75
112	74	72	88	76
113	74	73	89	77
114	74	73	90	77
115	75	74	91	78
116	75	74	92	78

117	75	75	93	79
118	76		93	
119	76		94	
120	76		94	
121	77		95	
122	77		95	
123	77		96	
124	78		96	
125	78		97	
126	78		98	
127	79		99	
128	79		100	
129	79		101	
130	80		102	
131	80		103	
132	80		104	
133	81		105	
134	81			
135	81			
136	82			
137	82			
138	82			
139	83			
140	83			
141	83			

3. 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、別に定める場合を除き、次に定める号給とする。

- (1) 降格した前日に受けていた号給（以下「降格前号給」という。）が昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給のいずれかに該当するとき、その号給に対応する昇格した日の前日に受けていた号給欄に掲げる号給
- (2) 降格前号給が昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給にないとき（昇給後の号給欄の最低の号給より低い場合を除く。）降格した職務の級の最高の号給
- (3) 降格前号給が昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給にないとき（前号に該当する場合を除く。）降格した職務の級の最低の号給
- (4) (1)の規定により降格させる場合において、降格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格した日の前日に受けていた号給欄に定める号給が二以上あるときは、最も上位の号給

とする。

(5) 職員を降格させた場合において、当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおけるこの規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

4. 職員を給料表の適用を異にして他の職に異動させる場合の職務の級は、その転職後の職務に応じたものとする。また異動後の号給は、その者の転職の日の前日の号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給）とする。

支給期間	月 額	支給期間	月 額
医大卒 1～20 年未満	175,100	医大卒 31 年未満	96,100
21	167,500	32	89,900
22	159,900	33	83,600
23	152,400	34	78,800
24	144,900	35	74,200
25	137,100	36	69,600
26	130,200	37	65,100
27	123,100	38	60,700
28	116,300	39	56,700
29	109,300	40	52,000
30	102,400		

(備考) 支給対象は、給料表(3)の適用職員とする。

全部改正〔平成 18 年規程 2 号〕

別表 12（第 25 条）欠勤者又は休職者等の給与支給基準
一部改正〔平成 10 年規程 4 号・21 年 9 号〕

原 因		給 与 支 給 基 準
欠 勤	1 業務上の負傷、疾病による欠勤	過去 3 月の平均給与日額 ただし、労働者災害補償保険法の適用を受ける場合にあっては、平均給与日額から休業補償等の給付金を差し引いた額
	2 結核性疾患による欠勤	欠勤した日から 1 年間は給与の全額
休 暇	1 就業規程第 41 条	病気休暇を認められた日から引き続く 90 日間は給与の全額、90 日間を超えるときは給与を支給しない。
	2 就業規程第 42 条	介護休暇を認められ、実際に介護休暇を利用し、勤務をしなかった日又は時間について、給与を減額する。
休 職	1 就業規程第 19 条第 1 項第 1 号	休職期間の範囲内で、勤続年数に応じて別に定める普通休養期間は給与の全額、特別休養期間は給与の半額
	2 同第 2 号	休養期間が満 1 年に達するまでは、給与の 100 分の 80 の額、1 年を超えるときは、給与を支給しない。
	3 同第 3 号	給与の 100 分の 60 の額以内で理事長の定める額
	4 同第 4 号から第 7 号まで	理事長の定める額

(注) 給与支給基準欄中、給与とは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当をいう。

別表 13 (第 18 条関係) 追加〔平成元年規程 6 号〕一部改正〔平成 3 年規程 2 号・
4 年 8 号・6 年 3 号・15 年 2 号〕

職員の区分 自転車 等の片道の 使用距離の区分	1 2 以外の職員	2 身体に障害を有する 職員で理事長が定める ところにより通勤が困 難であると認められる もの
5 キロメートル未満	2,600 円	3,900 円
5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	3,000	5,300
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	5,000	8,100
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	7,000	10,900
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	9,000	13,700
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	11,000	16,500
30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	11,000	19,300
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	13,000	22,100
40 キロメートル以上	13,000	24,900